

福島県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

新旧対照表

令和 年 月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。

表 将来の本県の高齢者比率

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
高齢者比率	65歳以上	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2018年3月推計)

内数を含む) または世帯数の推計値にマイナスとなる項目があるため、基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。また、飯舘村については、年齢(3区分)別人口にマイナスとなる項目があるため、「-」表示としている。

表 将来の本県の高齢者比率

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
高齢者比率	65歳以上	31.7	34.2	36.1	37.7	40.3	42.5	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	11.3	10.3	9.4	8.9	8.7	8.5	8.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2023年12月推計)

1-4 第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 (略)
 2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震) (略)
 (2) 地震発生履歴 (略)
 カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 M=7.5
 16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
 (略)

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 (略)
 2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震) (略)
 (2) 地震発生履歴 (略)
 カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 M=7.5
 16日午後1時1分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
 (略)

適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>第3 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 1」を参照するものとする。</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 2」を参照するものとする。</p> <p>第4 通信手段の周知</p> <p>1 県と関係機関間の連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 1」を参照するものとする。</p> <p>2 住民への連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 2」を参照するものとする。</p>	<p>第3 福島県総合防災情報システム このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3」を参照するものとする。</p> <p>第4 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 1」を参照するものとする。</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 2」を参照するものとする。</p> <p>3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 3」を参照するものとする。</p> <p>第5 通信手段の周知</p> <p>1 県と関係機関間の連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第5 1」を参照するものとする。</p> <p>2 住民への連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第5 2」を参照するものとする。</p>																									
2-3	<p>第1 地震観測網 県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="224 1125 974 1270"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等</td> <td>35 4</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	(略)				(7)	国土地理院	電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等	35 4	<p>第1 地震観測網 県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1019 1125 1769 1270"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	(略)				(7)	国土地理院	電子基準点	38	適正化
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数																								
(略)																											
(7)	国土地理院	電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等	35 4																								
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数																								
(略)																											
(7)	国土地理院	電子基準点	38																								
2-3	<p>第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要 県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、</p>	<p>第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要 県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・田村市・棚倉町・猪苗代町・西会津町・南会津町・浪江町）と合わせて、</p>	適正化																								

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

2-15	<p>第1 避難計画の策定 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>ペット</u> との同行避難のためのゲージ等の支援 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>ペット</u> 等の保管施設</p>	<p>第1 避難計画の策定 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>家庭動物</u> との同行避難のためのゲージ等の支援 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>家庭動物</u> 等の保管施設</p>	「家庭動物」に表記を統一																																				
3-3	<p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="226 624 987 983"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td><u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表。</u>										<p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1021 624 1783 983"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td><u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u>										適正化
地震情報の種類	発表基準	内容																																					
(略)																																							
北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15 分～2 時間程度で発表。</u>																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																					
(略)																																							
北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u>																																					
3-13	<p>第1 優先開通道路の選定</p> <p>1 優先開通道路の選定基準 (略)</p> <p>(2) 開通作業の優先順位</p> <p>優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1 優先開通道路の選定</p> <p>1 優先開通道路の選定基準 (略)</p> <p>(2) 開通作業の優先順位</p> <p>優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。</p> <p><u>なお、東北道路啓開計画（福島県版）に位置付けられた路線については、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき道路啓開を実施するものとする。</u></p>	東北道路啓開計画の策定による																																				

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>1 避難誘導 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 安否確認 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 情報提供 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>4 相談窓口の開設 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 4」を参照するものとする。</p>	<p>1 避難誘導 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 安否確認 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 情報提供 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>4 相談窓口の開設 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 4」を参照するものとする。</p>																					
5-2	<p>第1 津波防災知識の普及、防災訓練</p> <p>1 住民、児童・生徒等への津波防災教育 (1)住民に対する津波防災教育 カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との<u>動向避難</u>や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>	<p>第1 津波防災知識の普及、防災訓練</p> <p>1 住民、児童・生徒等への津波防災教育 (1)住民に対する津波防災教育 カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との<u>同行避難</u>や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>	適正化																				
5-3	<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (1)津波警報等の種類と内容 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="219 1086 981 1235"> <tr> <td rowspan="2">種類</td> <td rowspan="2">発表基準</td> <td colspan="2">発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td>数値での発表</td> <td>巨大地震の場合の発表</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(4)津波に関する予報及び情報 (略) イ 津波情報 (略)</p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表	巨大地震の場合の発表	(略)				<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (1)津波警報等の種類と内容 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1012 1086 1774 1235"> <tr> <td rowspan="2">種類</td> <td rowspan="2">発表基準</td> <td colspan="2">発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td>数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u></td> <td>巨大地震の場合の発表</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(4)津波に関する予報及び情報 (略) イ 津波情報 (略)</p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表	(略)				適正化
種類	発表基準			発表される津波の高さ																			
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																				
(略)																							
種類	発表基準	発表される津波の高さ																					
		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表																				
(略)																							

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

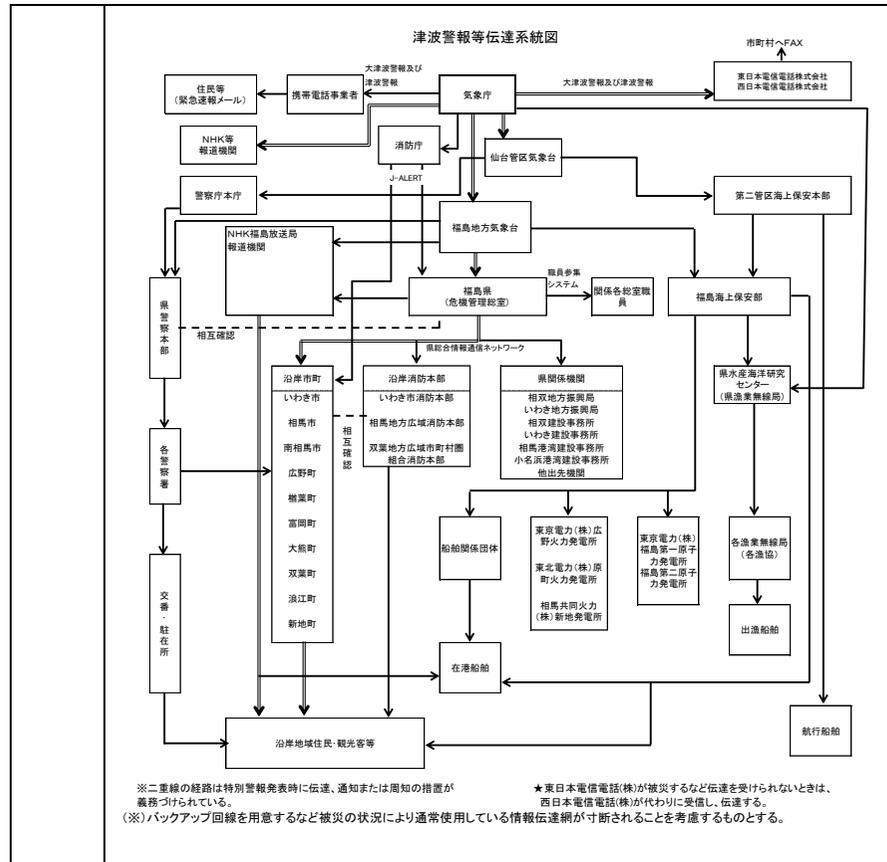
章-節 現行

修正理由

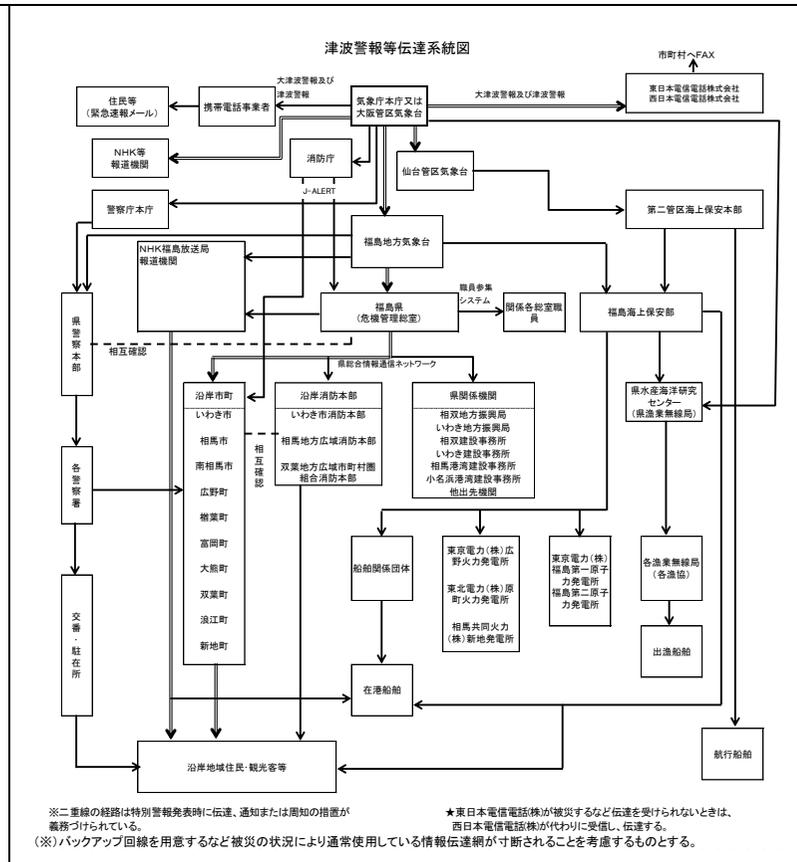
<p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注1)）の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値[—]、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1)</u> 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <hr style="border: 0.5px solid blue; margin-top: 10px;"/> <hr style="border: 0.5px solid blue; margin-top: 10px;"/> <p>(略)</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値 [—] 、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注1)）の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値^(注2)、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>【注2】 <u>沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</u></p> <p>(略)</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値 ^(注2) 、沿岸での推定値とも数値で発表	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容												
大津波警報	3m超	沖合での観測値 [—] 、沿岸での推定値とも数値で発表												
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容												
大津波警報	3m超	沖合での観測値 ^(注2) 、沿岸での推定値とも数値で発表												

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙

章-節 現行



修正後



修正理由